

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（教委・総務課）

一 趣旨

情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十三人 ↓ 七百二十六人（十三人）

三 施行期日

令和四年四月一日